

記号	環境配慮事項（区域・事項等）	根拠法令等	再エネ種			区分 ^{※2}					
			太陽光	特例 ^{※1}	風力	第1	第2	第3	第4	適用	
A：騒音その他の生活環境への支障											
A-1	騒音による生活環境への影響	騒音規制法	○	×	○				○	要配慮区域	
A-2	水の濁りによる影響	水濁法	○	×	○				○	要配慮区域	
A-3	反射光による生活環境への影響	-	○	×	△				○	要配慮区域	
A-4	風車の影による影響	-	△	△	○				○	要配慮区域	
B：土地の安定性への影響											
B-1	砂防指定地	砂防法	○	×	○	○				除外区域	
B-2	地すべり防止区域	地すべり等防止法	○	×	○	○				除外区域	
B-3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	○	×	○	○				除外区域	
B-4	保安林（太陽光の場合）	森林法	○	△	△	○				除外区域	
	保安林（風力の場合）		△	△	○				○	要配慮区域	
B-5	保安林予定森林等（太陽光の場合）	森林法	○	△	△	○				除外区域	
	保安林予定森林等（風力の場合）		△	△	○				○	要配慮区域	
B-6	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	○	○	○	○				除外区域	
B-7	土砂災害警戒区域		○	○	○				○	要配慮区域	
B-8	山地災害危険地区	林野庁長官通達	○	○	○				○	要配慮区域	
B-9	土砂災害危険箇所	国土交通省通達	○	○	○				○	要配慮区域	
B-10	急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）	急傾斜地法	○	○	○				○	要配慮区域	
C：動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響・植物の重要な種及び重要な群落への影響											
C-1	国内希少野生動物の生息・生育状況	種の保存法	○	×	○				○	要配慮区域	
C-2	環境省レッドリスト掲載種の生息・生育状況	環境省レッドリスト	○	×	○				○	要配慮区域	
C-3	県レッドリスト掲載種の生息・生育状況	県レッドリスト	○	×	○				○	要配慮区域	
C-4	天然記念物（国または県が指定したものに限る。「ツシマヤマネコ」等動物が指定されたものに限る。）の生息状況	文化財保護法	○	×	○				○	要配慮区域	
C-5	国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）	鳥獣保護管理法	○	×	○				○	要配慮区域	
C-6	県指定鳥獣保護区（特別保護地区）（勝本三島等 ^{※3} に限る）		○	×	○		○			除外区域	
C-7	県指定鳥獣保護区（特別保護地区）（C-6を除く地区）		○	×	○				○	要配慮区域	
C-8	県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く地区）		○	○	○				○	要配慮区域	
D：地域を特徴づける生態系への影響											
D-1	生物多様性保全上重要な里地里山に生息する希少野生動物種	重要里地里山	○	×	○				○	要配慮区域	
D-2	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に生息する希少野生動物種	重要湿地	○	×	○				○	要配慮区域	
D-3	生物多様性の観点から重要度の高い海域に生息する希少野生動物種	重要海域	○	×	○				○	要配慮区域	
D-4	県自然環境保全地域	自然環境保全法	○	×	○		○			除外区域	
E：主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響											
E-1	国立公園（第2種及び第3種特別地域）（太陽光の場合）	自然公園法	○	×	△				○	要配慮区域	
	国立公園（第2種及び第3種特別地域）（風力の場合）		△	△	○		○			除外区域	
E-2	国立公園（普通地域）		○	×	○				○	要配慮区域	
E-3	国立公園（第2種及び第3種特別地域）（太陽光の場合）		○	×	△				○	要配慮区域	
	国立公園（第2種及び第3種特別地域）（風力の場合）		△	△	○		○			除外区域	
E-4	国立公園（普通地域）		○	×	○				○	要配慮区域	
E-5	県立自然公園（特別地域）（太陽光の場合）		○	×	△				○	要配慮区域	
	県立自然公園（特別地域）（風力の場合）		△	△	○		○			除外区域	
E-6	県立自然公園（普通地域）		○	×	○				○	要配慮区域	
E-7	史跡（国または県が指定したものに限る）		文化財保護法	○	●	○			○		除外区域
E-8	名勝（国または県が指定したものに限る）			○	●	○			○		除外区域
E-9	天然記念物（国または県が指定したものに限る。「ツシマヤマネコ」等動物が指定されたものを除く。）			○	●	○			○		除外区域
E-10	重要な文化的景観			○	●	○			○		除外区域
E-11	伝統的建造物群保存地区			○	●	○			○		除外区域
E-12	その他の文化財（E-7からE-11を除く文化財）	○		●	○				○	要配慮区域	
E-13	世界文化遺産	世界遺産条約	☆	●	☆			○		除外区域	
E-14	風致地区	都市計画法	○	×	○				○	要配慮区域	
F：その他、県が必要と判断するもの											
F-1	河川区域	河川法	○	×	○	○				除外区域	
F-2	河川保全区域		○	○	○				○	要配慮区域	
F-3	農用地区域内農地	農地法等	○	△	○			○		除外区域	
F-4	甲種農地		○	△	○			○		除外区域	
F-5	第1種農地 ^{※4}		○	△	○			○		除外区域	
F-6	農地（F-3～F-5を除く農地）		○	△	○				○	要配慮区域	
F-7	浸水想定区域	水防法等	○	○	○				○	要配慮区域	

☆世界文化遺産は、促進区域から一律に除外する区域であるが、その構成資産や導入する再エネ種、規模等により除外区域を一律に示すことができないため、設置しようとする促進区域ごとに担当部局へ確認する。

※1：特例（特例事項）

太陽光パネルを既設建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものについては、環境負荷が比較的小さいと考えられるため、環境配慮事項によっては配慮不要となる項目も存在する。特例の項目に○を付したものについては、環境配慮事項を適用除外とする。●を付したものについては、一律の基準を示すことができないため、担当部局へ確認する。

※2：区分に係る第1～第4の考え方は以下のとおり。

第1	土砂災害等の発生の蓋然性が高い区域は、地域脱炭素化促進施設の設置が人の生命、身体及び財産を脅かすことがあってはならないため、促進区域から除外。
第2	原生的自然やその景観、生物の多様性を保全する観点から特に重要と思われる区域は、促進区域から除外。
第3	本県の歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産に影響を与えられる区域や、食料の安定供給だけでなく、洪水や土砂崩れの防止、多様な生物の保全、美しい農村風景の形成等の多面的機能を併せ持つ優良な農地と認められる区域等は、促進区域から除外。
第4	促進区域から除外するとまでは言えないものの、環境の保全等に支障を及ぼすことがないよう措置する必要があると判断される区域は、配慮が必要。

※3：勝本三島等

勝本三島（かつもとさんとう）、美良島（びりょうじま）・倉島（くらしま）・平島（ひらしま）、阿値賀島（あぢかじま）、大藪島（おおひきじま）・小藪島（こひきじま）・母子島（はこじま）

※4：第1種農地

農業上の再生利用が困難な荒廃農地及び農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地を除く。